

# 市民の皆さんが主役です

## ～市民自治によるまちづくりを進めます～



TOKOROZAWA

7月1日に

# 「所沢市自治基本条例」を施行します

自治の主人公である市民が、地域の課題へ取り組み、まちづくりを進めるためには、市（市議会や市長等）と課題を共有し連携・協力していくことが必要です。

そこで、それぞれの役割や基本的な方針など、よりよいまちづくりを進めるための基本ルールとして「所沢市自治基本条例」を制定しました。

図政策企画課 ☎2998-9027 図2994-0706

### 条例制定の背景

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、市町村は「真の地方自治」に向けて自己決定と自己責任のもとで、これまで以上に地域の特性に応じた個性的なまちづくりを進めることが可能となりました。



「市民自治」とは市民がまちづくりの主役であるということです。市政は市民のために運営されなければなりません。

### 条例制定までの道のり

本市では、平成17年度から第4次所沢市総合計画・後期基本計画の策定過程でこの条例の制定に向けた取り組みがスタートしました。18年度からは有識者等が構成する検討懇話会から市民参加による条例づくりの方向性など提言をいただき、市として市民との勉強会や講演会などを開催し、条例づくりを広げました。

21年からは市民委員50人からなる条例検討委員会と市との間でパートナーシップ協定を結びました。60回以上におよぶパブリックインボルブメント（市民対話集会や意見提案手続（パブリックコメント））を通して多くの貴重なご意見をいただきました。条例制定過程においては、市議会に特別委員会が設置され多くの議論を積み重ねて完成した条例となっています。

### 自治基本条例 前文

わたしたちのまち所沢は、武蔵野台地にあり、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、旧石器時代の人々の生活を示す砂川遺跡や、江戸時代に開拓された三富新田などの土地が広がっています。また、鎌倉街道の拠点として発展し、織物やさつまいも、茶などを産み出し、日本で初めて飛行場がつけられた航空発祥の地であるなど、歴史と文化に育まれたまちです。

わたしたちは、所沢市平和都市宣言の趣旨に基づき、人類共通の願いである平和な社会を守りながら、住んでいることに誇りを持ち、今後も住み続けたいまち所沢を実現するために、市民一人ひとりが互いに助け合い、協力し合って、子どもとみどりを含め、すべての人を大切に育てるまち所沢をつくっていきます。

市民自らが、主体的かつ積極的に市政に参加し、市民の負託に応え、市民と情報を共有し、市民が主役となって自治を進める市民自治によるまちづくりを推進していくために、ここに所沢市の最高規範たるべく、所沢市自治基本条例を制定します。

### 条例の目的 市民自治の実現による 市民福祉の増進

#### 自治基本条例の構成

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 自治の基本理念及び基本原則
- 第3章 市民等
- 第4章 市議会及び議員
- 第5章 市長及び職員
- 第6章 情報の公開及び共有
- 第7章 参加及び協働
- 第8章 市政運営
- 第9章 国、県、他自治体等との連携等
- 第10章 所沢市自治基本条例推進委員会
- 附則



所沢市イメージマスコット トコロん

## 自治基本条例のポイント



### 市民が自治を進める主役です

- ▶市民が主権者であること、議会や市長は市民の負託を受け、ともにまちづくりを推進していくことを明確にしています。
- ▶市民は、個人として尊重されることや、市政について情報を知る権利、参加する権利などを規定しています。
- ▶互いに協力してまちづくりの推進に努めるものとしています。



### 市民の負託を受けた市議会や市長のあり方を明らかに

- ▶市長は市民とともに自治を推進すること、市政運営に関する方針とその進行状況を明らかにすることとしています。
- ▶市議会は議員相互間の自由闊達な討議を行うなどその活性化を図ること、議員は市民の意見、要望等を把握して市政に反映することなどを定めています。



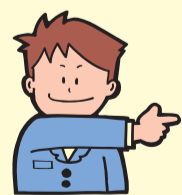
### 市民参加と協働を進めます

- ▶市民参加の機会を保障するための取り組みを進めるとともに、市民参加に必要な情報共有を推進することとしています。
- ▶市民参加をさらに進めていくための条例と、市民が意見を表明するための住民投票に関する条例を定めることとしています。
- ▶「市民」「事業者」「地域コミュニティ」など「市」は課題の解決のため、それぞれの役割分担に基づき、対等な立場で連携・協力を努めます。



### 市政運営の考え方を明らかに

- ▶市が行政を運営するための総合計画と財政運営について、基本的な考え方を明らかにしています。総合計画の進捗状況と、財務に関する情報については、市民にわかりやすく公表や説明などを行うこととしています。
- ▶市民ニーズや課題に対応する政策を実現するための立法や法解釈を行う政策法務のほか、施策等を見直すための行政評価についても規定しています。



### 自治基本条例の考えを実現していくために

- ▶市民や市が基本的規範としてこの条例を守るよう定めています。
- ▶市は条例等を作ったり見直したりするときには、自治基本条例の考えに合うようにすることとしています。
- ▶自治基本条例が適正に運用されているか、見直しが必要かなどを審議する「所沢市自治基本条例推進委員会」の設置を規定しています。

## 「所沢市自治基本条例」をいっしょに育てていきましょう

所沢市長 当麻よし子



平成23年3月3日、「所沢市自治基本条例」が誕生しました。わたしたちのまち「所沢」は、昭和25年に市制を施行し、以来60年が経過しましたが、時代が変化の中で本市のさまざまな課題への対応や市政運営のために約240もの条例を制定してまいりました。

この度の自治基本条例は、地方分権における自治体の自立や市民・団体等の活動の高まりなどを背景に、これからの所沢の自治を進めるうえでの規範となるものとして定めたものです。本市の自治の基本理念や、市民等、市議会、市長それぞれの役割、参加と協働の仕組みおよび適切な市政運営のルールを定め、これらの着実な実行をめざすものです。

この条例の制定に向けた取り組みは平成17年度からはじまり、平成21年1月に、公募市民による検討委員会を発足しました。検討委員会が主体となってより多くの市民や各種団体、学生の皆さんと意見交換をするための「市民対話集会」を実施したことは、本市では初めての取り組みでした。条例づくりにご協力いただいた多くの方々に感謝申し上げます。

本年7月1日に自治基本条例がスタート（施行）しますが、どんな課題に直面したときも知恵と力をあわせて乗り越えていくためのよりどころになるよう、皆様とともにこの条例を育て、市民自治を推進してまいりたいと思っております。市民の皆様や市議会の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 6月5日(日) 自治基本条例記念講演会

自治基本条例の制定を記念し、条例のことをもっと知っていただくために講演会とパネルディスカッションを開催します。

📅 6月5日(日)午後1時～3時30分

📍 中央公民館ホール

📌 会場へ直接お越しください。

◆ 第1部 基調講演会

👤 法政大学教授・廣瀬克哉さん

◆ 第2部 パネルディスカッション

📄 無料

📞 図政策企画課 ☎2998-9027 図2994-0706



◀自治基本条例説明会の様子 (5月15日(日)／小手指公民館)

